薬食発 0 2 0 4 第 5 号 平成 2 6 年 2 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長 (公印省略)

中心循環系血管造影用カテーテル承認基準の制定について

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく中心循環系血管造影用カテーテルの製造販売承認申請(法第14条第9項(第19条の2第5項において準用する場合を含む。)に基づく承認事項の一部変更申請を含む。)に係る承認審査については、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本 医療機器産業連合会会長、米国医療機器・IVD工業会会長及び欧州ビジネス協会医療機 器委員会委員長宛送付することとしている。

記

## 1. 制定の内容

「医療機器の製造販売承認申請について」(平成17年2月16日付け薬食発第0216002号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「承認基準通知」という。)に規定する承認基準として、中心循環系血管造影用カテーテルに関する基準を別添のとおり定めるものであること。

## 2. 承認基準の不適合品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する中心循環系血管造影用カテーテルであって、当該 承認基準に適合しないものについては、個別に品質、有効性及び安全性が十分なもので あることを示す資料が提出されたときには、当該資料に基づき審査を行うものであるこ と。

## 3. 既承認品の取扱いについて

既に承認を受けている中心循環系血管造影用カテーテルのうち、今般制定する承認基準に適合しないものについて、承認基準に適合させるために承認事項の一部変更申請を 別途行う必要はないこと。

なお、この場合において、当該品目について今後行われる承認事項の一部変更申請は、 承認基準通知における承認基準なし(承認基準不適合)の取扱いとなることに留意する こと。

## 4. 基本要件適合性チェックリストの取扱いについて

承認基準の別紙2に示す基本要件適合性チェックリストの取扱いについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査においても、「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」(平成17年3月31日付け薬食機発0331012号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)と同様の取扱いとすること。